オレにも言わせろ!

北海道長沼発 ヒール宮井の憎まれ口通信

Vol.90

だから個人輸入はやめられない



宮井能雅

1958年3月、北海道長沼町生まれ。現在、同地で水田110haに麦50ha、大豆60haを作付けする。大学を1カ月で中退後、農業を継ぐ。子供時代から米国の農業に憧れ、後年、オーストラリアや米国での農業体験を通して、その思いをさらに強めていく。機械施設のほとんどは、米国のジョンディア代理店から直接購入。また、遺伝子組み換え大豆の栽培を自ら明かしたことで、反対派の批判の対象になっている。

Illustration by Kazushige Akita

前回に引き続き輸入にまつわる話をしよう。

検査に引っかかって知った個人輸入の醍醐味

15年ほど前に米国のトイザらスで、日本ではまだ販売していない$300くらいの幼児用電動ジョンディア・トラクターを農業関係機械・部品とともにコンテナに入れて北海道苫小牧に送った。

税関に提出するインボイスにもその重量・縦・横・高さを記載して自己使用である旨を伝えてあったが、翌日通関業者から問い合わせが来た。なんでも重量と素材に問題があると税関から言われたそうだ。

たとえ個人輸入であっても10kgだったか15kgを超えるものはその素材の成分を提出しなければならないそうだ。とはいえ、どのようなプラスチック素材であるのか詳しいことを聞かれても北海道の農家のおやじにわかるはずがない。

後先考えずにコンテナに入れてしまった私の考えが甘かったと言えばそれまでなのだが……。なんでも食品衛生法という法律があり、間違って乳幼児の口から有毒な物が身体に入る問題を防ぐためらしい。

素材にもよるが、正式な販売目的の輸入の場合は鉛・カドミウム・ヒ素などの試験を、厚生労働省の天下り団体である財団法人日本分析センターに依頼することもできる。

面倒なことに販売目的のぬいぐるみ1個の輸入であっても検査対象になる可能性がある。しかし、法の解釈では人間大の大きさのぬいぐるみだったり、枕の名目であれば検査対象外になることは、国民の安全・安心を促進させる絶え間ない努力が人知れず行なわれているということだ。

結果としては、そのときは個人輸入の限度の1kg程度の重量オーバーで、転売しない旨を確約した書類を提出して通関後使用できることになった。通関業者から5000円の書類作成料の請求書が届き、サービスの基本が有料である豊かな経済社会の原則を理解することになった。

やっぱり安全・安心の日本製が一番!って言っている皆さんへ提案があります。販売を目的としない個人輸入であればこそ、解釈次第で輸入できる醍醐味があるのだから、皆さんも子供のように無邪気に遊べる18歳以上限定のおもちゃで挑戦してみませんか⁉

思わぬものが食品衛生法がらみ

ほかにも自己使用目的で輸入したものがある。BBQグリルだ。中型バスに乗って生産者集団がやってきたとき、180gのステーキだったら20枚を一度に10分程度で焼くことができる優れものだ。言い方を変えれば、米国食文化を長

沼でも喰らえる。どうだこの野郎の本場モンである。

使用する燃料は国産と同じプロパンガスで、取り付け方法も日本と同じ反時計回りで閉まるタイプだ。日本では戦後米国仕様をそのまま引き継いだが、10年くらい前から米国では取り付け方法が変わった。ということは日本でも近い将来取り付け方が米国と同じようになるのはＴＰＰのその後である。

ただし、このＢＢＱグリルの国内普及は進むのか？　答えはノー。なぜならばプロパンガスを使用するので高圧ガス保安法の存在があるからだ。

５～８kg程度の小型ＬＰガスボンベが、この米国製グリルにピッタリなのだが、街中のガス屋さんから購入するのはまず難しい。早い話、事故を心配して売ってくれないのが現実のようだ。

ではグリルそのものの安全性は？　知り合いのプロパンガス屋さんに見てもらったら、米国製のグリルは日本の基準に達していないらしい。

でも不思議です。ＰＬ法があり、訴訟大国の米国、たぶんカナダ、メキシコで**４億の普通の人たちが普通に使っているのに、日本製のグリルよりも安全性が低いということですか？**　関税分類番号が存在しない点からも、財務省は日本人にＢＢＱをさせ、豊かな生活から税収を上げようとする計画や意図はないということなのでしょうね。

ではどのようにしてこのＢＢＱグリルの輸入手続きをするのか。まず輸入に関して食品が物理的に接触するので先ほどの食品衛生法の規制を受けることになり、届け出関係書類一枚とカタログなどを厚生労働省検疫所に提出して、税関の申告時にこの関係書類も添付することになる。

どこに送るのか知っていますか？　苫小牧で輸入するのだから苫小牧の検疫所？　やはり札幌？　答えは小樽検疫所になる。北海道開拓時から小樽は重要な貿易港で、十数年前まで日本銀行の支店があったくらい繁栄した街だった。その名残りでしょう。

このように税関に書類を提出する前段階が重要な作業になり、ここで手を抜くと税関から追加書類の提出や説明を求められたりすることで、無用な時間を取られ、その結果コンテナの引き取りが遅れてコンテナ延滞料を支払うことになる。

同じ食品衛生法の規制を受けるものに食器がある。そうです、料理を盛り付けるあのお皿。当時はネット販売もなく、価格がベラボーに高いロイヤルドルトンの食器を５セット欲しいという話になり、コンテナに入れ、インボイスも完璧に作ったのはよかったが、やはり通関業者に５０００円を支払い、小樽の検疫所に届け出を提出した。

たかだか食器５セットで大げさな！　でも法律は遵守すべき基本的なことなので指示されたとおりにした。なんでも皿１枚でもコンテナいっぱいに積んできても同じように届け出が必要とのこと。

大まかに言えば食品に触れる調理用器具、冷蔵庫、冷凍庫などの輸入は食品衛生法の規制を受けるが、食器洗い機は直接食品に触れないので、この法律の適用外となる。販売を目的とすると電気用品安全法の解釈になるが、自己使用目的であれば書類一枚で対応できる。皆さんも電気で遊べて気持ちよくなる道具の輸入を考えてはいかがでしょうか。

「日米間ではＴＰＰメリットなし」なんてホラ吹くなよ

米国から輸出される商品すべてにＨＳ（ＨＳＴ）コードの分類がされてインボイスに記載されているが、その番号を使って日本側の輸入に役立つことはない。コンテナ内の貨物が１品種であれば適合性が上がるが、50種類以上の農業関連の商品だと、米国のＨＳ番号と日本のＨＳ番号の適合性は限りなくゼロになる。よって個々の商品の材質・形状・重さ・用途、インチ表示をメートルに、ポンド表示をキログラムにして別途説明することになる。

以前米国側に日本の税関に提出できる書類の作成をお願いしたところ、とんでもないものができあがり、税関業者にこのことを相談しても「だってアメリカだから♡」で会話終了だった。米国側がインチキ・インボイスを作っているのではない。**米国の製品とインボイスは世界のどこに持って行っても通用するが、残念ながら日本では受け付けてくれないのが現状なのだ。**

米国と日本は自由貿易でＴＰＰに加盟しても２カ国間ではなんのメリットもないという人たちが多いが、それは無垢で無知な消費者が購入した通関後の商品だけのことを言っているのだろう。ＴＰＰは貿易の技術的障害であったり、検疫・原産地規則の扱いをスムーズにする。農産物だけが注目されているようだが、**まだまだ貿易には見える障壁や見えづらい障壁が存在することを忘れてはいけない。**

今回はいろいろと複雑な通関作業を見ていただいたが、法に基づいた税関、海運業者や通関業者の絶え間ない努力があって、豊かな国を作るのだと理解すべきだろう。